

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第9次地方分権一括法案）の概要

資料3

内閣府地方分権改革推進室

平成31年3月8日  
閣議決定

## 第9次地方分権一括法案

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

## 改正内容

### 【13法律を一括改正】

#### A 都道府県から中核市への事務・権限の移譲（1法律）

- ・ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

#### B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12法律）

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、教育職員免許法）
- ・ 公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等を貸し付けることを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に（社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- ・ 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に（火薬類取締法）
- ・ 都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し（建築士法）
- ・ 食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止（健康増進法）
- ・ 建設業の許可申請等に係る都道府県經由事務の廃止（建設業法）

## 施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

## 法案の趣旨

人口減少社会に対応した既存ストックの活用による「多世代共生型のまち」への転換（住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用）を図ることにより、地方の魅力を向上

## 法案の概要

### 1. 地域住宅団地再生事業の創設

【第5条第4項第11号・第5章第12節】

○居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場としての課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生



高齢者施設や店舗の誘致



コミュニティバスの導入等



住宅をシェアオフィス等として活用



若者世代の入居と多世代交流の促進

### 住宅団地再生に係る課題への総合的・一体的な取組

○市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現

#### 多様な建物用途の導入

・用途規制の緩和手続  
・都市計画決定・変更手続  
【第17条の37～第17条の39】

#### 地域交通の利便性向上

・コミュニティバスの導入等に必要な許認可手続  
【第17条の43～第17条の51】

#### 介護サービス等の充実

・有料老人ホームの届出、介護事業者の指定手続  
【第17条の40～第17条の42】

#### まちづくりの専門的知見の活用

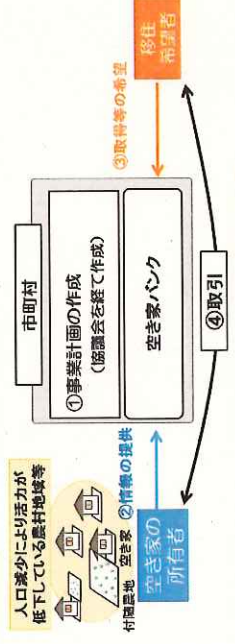
・UR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供  
【第17条の52】



### 2. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

【第5条第4項第12号・第5章第13節】

○「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進



### 移住者に対する空き家・農地の取得の支援

市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

①空き家に付随する農地の権利取得の推進【第17条の56】

(下限面積(原則50a)の引下げ手続の円滑化)

②市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等

(例：農家住宅を一般移住者が取得)の許可が円滑に【第17条の55】

### 3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

【第5条第4項第14号・第5章第15節】

○廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進



大原町：大原町宮方田ノ住宅連帯事業



岡山市：出石小学校跡地整備事業

### PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に【第17条の60】

# 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（新規）

平成31年4月17日開催  
第39回国家戦略特別区域  
諮問会議提出資料

## 1. 国家戦略特別区域法改正関係(1)

### ① スーパーシティ実現のための新制度の創設

様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」を新設し、住民等に多様なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市「スーパーシティ」の実現を図る新制度を創設。

#### スーパーシティとは

- 「スーパーシティ」とは、AIやビッグデータなど、第四次産業革命における最先端の技術を活用し、世界に先駆け、ありたき未来社会を先行実現する「まるごと未来都市」を目指すもの。
- 具体的には、
  - ・キャッシュレス化、行政手続ワンストップ化、遠隔教育・医療、自動走行など、複数の分野にまたがり、広く生活全般をカバー
  - ・2030年頃に実現される未来の生活の先行実現に向け、暮らしと社会に実装
  - ・供給者・技術者目線ではなく、住民目線でより良い暮らしを実現
- 我が国にも必要な要素技術はほぼ揃っているが、実践する場がない。

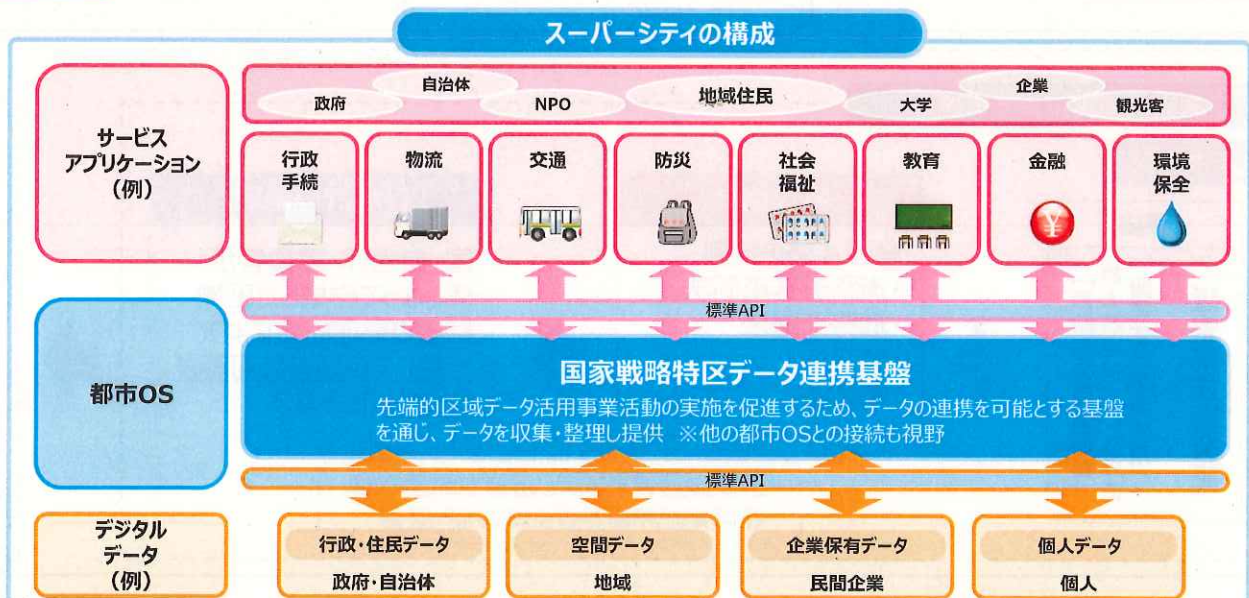
#### 改正案の概要

##### (1) 規制の特例措置の一括対応

- ・ 国家戦略特区区域会議は、AIやビッグデータを活用した複数の「先端的区域データ活用事業活動」の基盤となる「国家戦略特区データ連携基盤」の整備を含む区域計画の案とともに、様々な事業活動を実施するために必要な新たな規制の特例措置をまとめて内閣総理大臣に求める※ことができる。 内閣総理大臣は各規制所管大臣に対し、一括して、特例措置の検討を要請。  
※住民合意を証する書面や条例による規制改革の案等を添付。
- ・ 各規制所管大臣は、要請のあった各特例措置を講ずるか否かについて、国家戦略特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表。 諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告。  
→ これらにより、スーパーシティの実現に必要な規制の特例措置を一括かつ迅速に実現

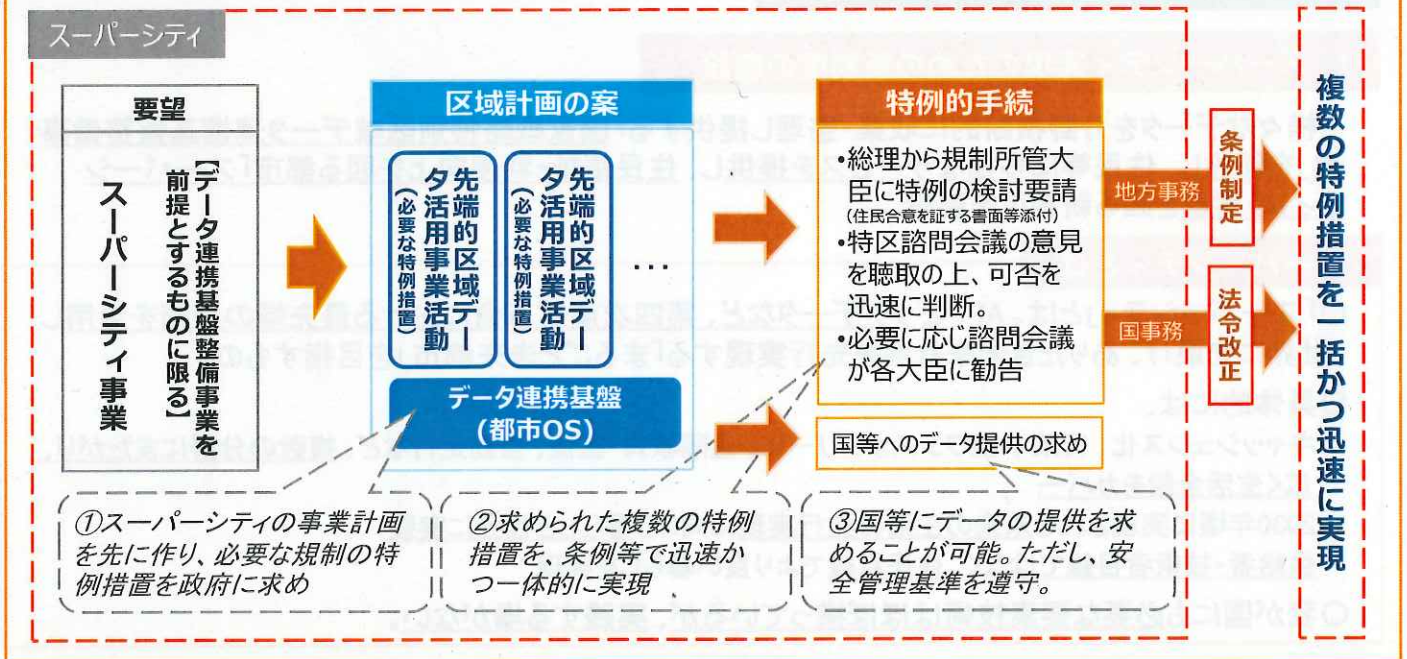
##### (2) データ提供の求め

- ・ 国家戦略特区区域会議は、データ連携基盤の整備に必要な場合は、国等が保有するデータ提供の求めが可能。



# 1. 国家戦略特別区域法改正関係(2)

## スーパーシティ実現までの流れ



## ② 地域限定型 規制のサンドボックス制度の創設

※第196回国会提出法案に盛り込まれていたもの

○自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。

○監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わりに、事前規制は最小化する。

### 特例措置

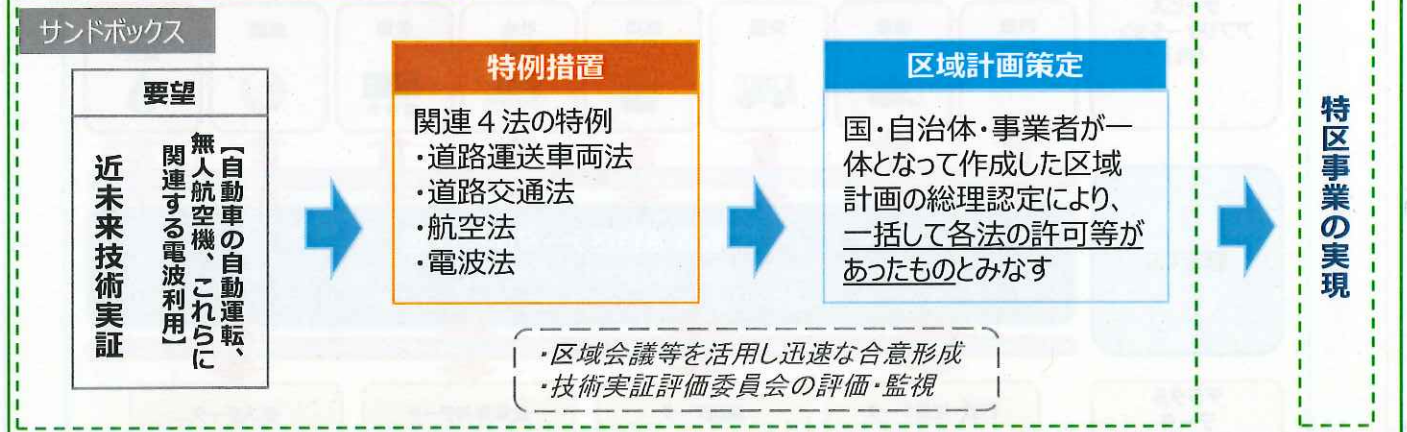
区域計画が認定された場合、以下の各法の許可等があったものとみなす。

○自動運転に係る特例(道路運送車両法・道路交通法の特例)  
・保安基準の一部を適用しない  
・道路使用許可があったものとみなす

○無人航空機に係る特例(航空法の特例)  
・飛行空域の許可・飛行方法の承認があったものとみなす

○電波利用に係る特例(電波法の特例)  
・実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える

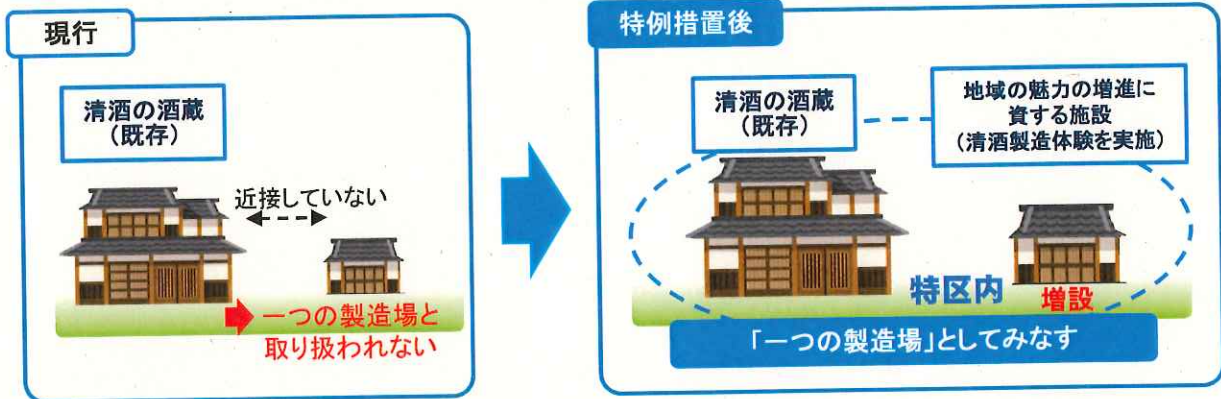
## 近未来技術実証までの流れ



## 2. 構造改革特別区域法改正関係

### ① 清酒の製造体験のための酒税法の特例

- 清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。
- 清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。

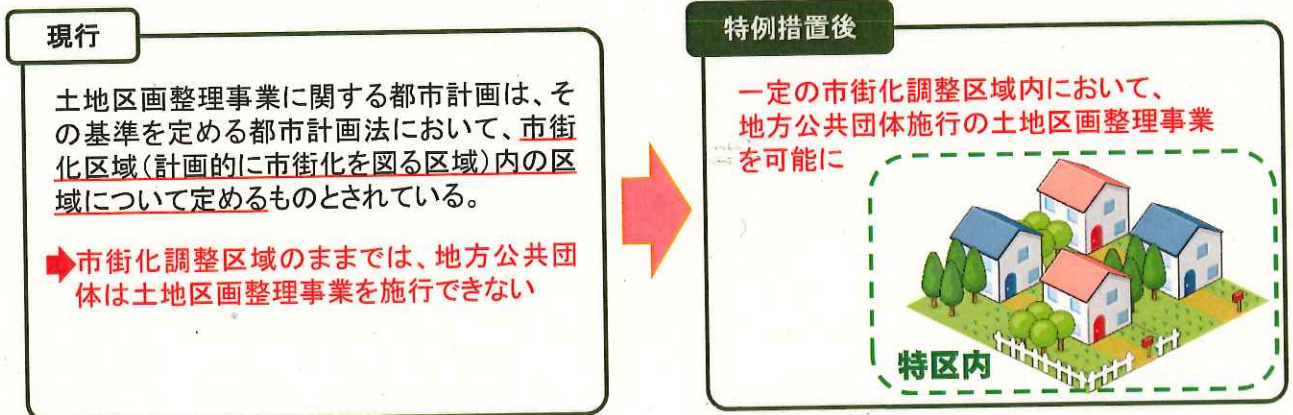


#### 特例措置

清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。

### ② 地方公共団体による土地区画整理事業の施行の特例

- 周辺地域の市街化の進展等が特に著しく、建築物の建築等に対する需要が急激に増大している等の一定の市街化調整区域について、宅地、農地等の土地利用の整序と基盤整備を地方公共団体施行の土地区画整理事業により円滑かつ迅速に行えるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。



#### 特例措置

地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。